

21京大施環化140号  
令和4年3月11日

原子力規制委員会 殿

京都府京都市左京区吉田本町36番地1  
国立大学法人京都大学  
学長 湊 長博

京都大学複合原子力科学研究所の原子炉施設〔京都大学研究用原子炉（KUR）〕及び〔京都大学臨界実験装置（KUCA）〕の変更に係る設計及び工事の計画の承認申請書の取下げ願

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第27条第1項の規定に基づき、令和4年2月28日付け21京大施環化第134号をもって申請した京都大学複合原子力科学研究所の原子炉施設〔京都大学研究用原子炉（KUR）〕及び〔京都大学臨界実験装置（KUCA）〕の変更に係る設計及び工事の計画の承認申請書(中央管理室の機能移転、火災対応機器・放送設備の設置)について、下記の理由により取り下げることといたします。

#### 記

##### 取り下げる理由

「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則」の第3条第2項に基づき、申請書に添付すべき書類(原子炉設置変更承認申請書との整合性に関する説明書)が欠落していたため、京都大学複合原子力科学研究所の原子炉施設〔京都大学研究用原子炉（KUR）〕及び〔京都大学臨界実験装置（KUCA）〕の変更に係る設計及び工事の計画の承認申請書(中央管理室の機能移転、火災対応機器・放送設備の設置)を取り下げる。